

厚生労働省発生食 0318 第 5 号
令和 3 年 3 月 18 日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 田村 憲久
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る食品安全基本法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）に基づき定められた「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条の規定に基づき、次に掲げる添加物の安全性審査を行うこと。

JPAN009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ



JPAN009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPAN009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」については、令和2年7月28日付けでノボザイムズジャパン株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Aspergillus niger* B0-1 株を宿主とし、*Trametes cingulata* TC42432 株由来のグルコアミラーゼ遺伝子の導入等を行った JPAN 009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼである。

3. 酵素の機能

本品目は、アミロースやアミロペクチン等の α -1, 4-D-グリコシド結合を非還元末端から加水分解し、 β -D-グルコースを生成する酵素である。

4. 利用目的及び利用方法

本品目は、デンプンからデンプン糖を製造する際に加工助剤として用いられる。用途及び使用形態は既存のグルコアミラーゼと変わらない。

5. 海外の状況

本品目は、米国およびフランスで承認等を受けている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める。